奈良県公安委員会　告示　第 138 号

道路交通法第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　8　年　11　月　4　日

奈良県公安委員会

委員長　橋本　隆史

1　日　時

令和　8　年　12　月　3　日　　午前　8時３０分

2　場　所

奈良市登大路町８０番地

奈良県警察本部　聴 聞 会 場